

路上で喫煙する「歩きたばこ」を罰則付きの条例で規制す

路上喫煙禁止の強化区域を3人1組でバトロールする指導員。過料の支払いをめぐって押し問答になるケースも少なくない=千葉県柏市

る。三年余り前の東京都千代田区に追随する形で千葉県柏市や我孫子市、札幌市が違反金にあたる過料の徴収を昨年導入し、川崎市が今秋をめどに実施するほか、北九州市や大分市も検討を進めている。有害な副流煙を漂わせ、やけどを他人に負わせる危険もある路上喫煙。周囲への配慮を喫煙者に期待するのではなく、もはや限界ということだろうか？

深層
直白

Fig. 2.6 電線

静岡市葵区に住む中学生一年生の大石悠太君が出した「歩きたば」禁止条例制定の請願を市議会が全会一致で採択。せんそくに悩む大石君は小学生のときからたばこの害を調べ、署名活動に取り組んできただけに笑顔があふれた。市は今秋までに条例を施行する考えだ。

子供の訴え

「夢がかなつてうれしい。受動喫煙のないまちになつてほし

「歩きたばこ」自治体規制広がる

「良識」頼みは限界？

卷之三

河口。市民の要望も多く、自治体の判断で対応できる過料なら「歩行者の安全と安心の確保に向け、強い抑止力になると考え方だ」(市地域生活課)という。 ■効果は絶大

金額は未定だが悪質な違反者を対象に十月から徴収を始める方だ。

規制ラッシュの背景にあるの

過料の効果は大きい。十四年十一月から一千円の徴収を始めた千代田区では、秋葉原の定点

徴収の福岡市と、徴収している廣島市の状況を比べ、「実効性を高めるには過料が必要」（市長）が減税推進課」と判断したと。一方、「基本法」問題（東京都議会）、導入後、市中、心部での路上喫煙者の割合は十分の一程度ナ一の向上が市）、「怒られに激減した。

千葉県柏市は、全国で初めてく、自発的行動

にも品種選定の技術的なマナー、新宿区)、六原則」(横濱市未実際)でやめるのだと、でないと長編

禁煙指導で知られる奈良女子大学の高橋裕子教授は「依存性の強いたばこ」を吸わずにいるのは個人任せでは難しく、現状では効果の面から罰則もやむを得ない」と指摘。「子供がやけどを負う危険性もあり、街では吸わない」という良識、良心が必要だ」と強調する。

は、平成十五年五月施行の健康観測地で見つかった一日の吸い増進法。多くの人が集う場所で殻数は適用一ヶ月前の九月末には、吸いたくない人をたばこのは九百九十五本に上ったが、煙から守る努力義務が管理者に五年九月末は二十三本、昨年十一月に生じた。違法駐車などモラルの二月末は十三本だった。昨年十二月までの徴収件数は約二万三千五百件。禁煙指定地区の拡大とともに「罰則の是非も含め、府内に設けたチームで条例化を検討にペースが上がった半面、面接中」という。当たりでは減っている。

■過料規定付きの路上喫煙禁止条例がある

る主な自治体

【平成14年】東京都千代田区

【15年】東京都小金井市、品川区、杉並区、富山市、広島市、福岡市

【16年】東京都府中市、大田区、板橋区、千葉県松戸市、市川市、船橋市、千葉市

【17年】東京都葛飾区、札幌市、千葉県柏市、我孫子市、名古屋市

【18年】東京都墨田区、川崎市
(いずれも4月施行)

【検討中】埼玉県新座市、朝霞市、和光市、志木市、静岡市、北九州市、大分市

(注) 年表は条例施行または改正年。未徴収の自治体も含む。名古屋市は実際の徴収を19年内に開始予定。

徴収を10年中に開始予定

以徴収の福岡市と、徴収している優先課題となる
こ広島市の状況を比べ、「実効性
を高めるには過料が必要」(市
まごみ減量推進課)と判断したと
いう。導入後、市中心部での路
上喫煙者の割合は十分の一程度
に激減した。

■喫煙者

千葉県柏市は、全国で初めてく、自発的行動

にも配慮。

禁煙指導で知られる奈良女子大学の高橋裕子教授は「依存性の強いたばこ」を吸わずにいるのは個人任せでは難しく、現状では効果の面から罰則もやむを得ない」と指摘。「子供がやけど起きを負う危険性もあり、街では吸

1 趣旨

学校園が子どもたちに喫煙防止教育を積極的に推進する教育機関であり、子どもたちが教職員とともに長時間生活する場であるということを鑑み、姫路市立学校園の敷地内禁煙を実施する。

2 実施時期

各学校園において、平成18年4月1日から学校園敷地内禁煙を実施する。

3 学校園敷地内禁煙を実施していくための留意点

- (1) 学校園長は、職員会議、学校保健委員会、学校安全衛生委員会などにおいて、学校園の禁煙化について、教職員に説明し、理解と協力を得るとともに、保護者会や学校園通信、PTA広報誌等を通して、保護者への周知徹底を図り、理解と協力を求める。
- (2) 教職員は、タバコを巡る社会情勢を認識し、学校園の禁煙化について率先して取り組むとともに、子どもたちに対する喫煙防止を含めた健康教育をより一層積極的に推進すること。
- (3) 学校園施設利用団体、地元自治会等の各種団体や出入り業者等に対しても、趣旨を説明し、チラシを配るなどして理解と協力を求めること。
- (4) 学校園の禁煙化にとどまらず、学校園周辺の環境美化にも率先して取り組むこと。

4 参考

- (1) 健康増進法第25条（平成15年5月施行）

学校等の多数の者が利用する施設は、利用者に対して受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (2) 兵庫県受動喫煙防止対策指針（平成16年3月策定）

受動喫煙による健康被害を「ゼロ」にするため、教育機関は、平成17年度中に敷地内禁煙の100%達成を目指す。